

CHIIBA-LABO利用規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、公益財団法人千葉市産業振興財団（以下「財団」という。）が設置する起業家支援施設「CHIIBA-LABO」（以下、「本施設」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第2条 本施設は、財団が定款で定める「創業支援・交流促進に関する事業」の一環として、創業支援及び起業家精神の育成並びに起業家との交流に資する事業の実施を目的とする。

(定義)

第3条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 会員

次のいずれかに該当し、理事長の許可を得た者をいう。

- ① 新たに創業しようとする者
- ② 会員となる時点で創業後5年を経過していない個人又は法人（株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社、特定非営利活動法人その他理事長が認めるもの。）

(2) 一般利用者

会員以外の利用者をいう。

(3) 学生

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校又は日本国内のこれらに準ずると認められる学校に在籍する者（聴講生等を除く）をいう。

(4) 祝日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

(5) 年末年始

12月29日から翌年の1月3日までの日。

第2章 施設の利用

(利用の許可)

第4条 本施設を利用しようとする者は、理事長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 理事長は、本施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 本施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 千葉県暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第36号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (4) 法人にあっては、代表者又は役員が暴力団員である者
- (5) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当する者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与していると認められる者
- (7) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
- (8) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
- (9) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて財団の信用を棄損しあるいは財団の業務を妨害する行為を行う者及び恐れのある者
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に係る者
- (11) アダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、情報商材、ギャンブル等の公的な支援の対象として社会通念上、不適切な事業を行う者
- (12) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (13) 前各号に掲げる場合のほか、本施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第6条 理事長は、利用会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本施設の利用を制限若しくは停止又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) 本規約及び本規約に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 第4条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第5条第1項各号に規定する利用不許可の事由が発生したとき。
- (5) 本施設の管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本施設の管理上支障があると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定によりCHIBA-LABOの会員の許可を取り消すときは、CHIBA-LABO会員許可取消通知書（様式第6号）を当該取消しにかかる利用会員に交付するものとする。

(休業日)

第7条 本施設の休業日は、日曜日及び年末年始とする。

(利用時間)

第8条 本施設を利用できる時間（以下「利用時間」という。）は、午前9時から午後9時までとする。

（利用料金）

第9条 第4条第1項の許可を受けた者（以下、「利用者」という。）は、財団に対し、その利用にかかる利用料金を別表のとおり支払わなければならない。

2 利用料金は、前納とする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の不返還）

第10条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、理事長が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

第3章 会員

（申請）

第11条 会員になろうとする者（以下、「申請者」という。）は、CHIBA-LABO 会員申請書（様式第1号。以下「会員申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

（1）事業概要説明書（様式第2号）

（2）申請者が、個人にあつては、履歴書、法人にあつては、法人の登記事項証明書の写し（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

（3）申請者が、学生の場合は、学生証の写し（表面及び裏面）

（4）前各号に掲げる書類のほか、理事長が必要と認める書類

2 会員申請書は、利用を開始する日の属する月の前々月の末日までに理事長に提出しなければならない。

（会員の許可又は不許可）

第12条 理事長は、前条に規定する会員申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類等の審査を行い、許可するときはCHIBA-LABO会員証（様式第3号）を、会員に交付するものとする。

また、第5条各号に該当するなど、不許可の決定をするときは、CHIBA-LABO 会員不許可書（様式第4号）を、申請者に交付するものとする。

（入会金）

第13条 申請者は、会員になるときは、財団に対し、入会金を支払わなければならない。

（会員の期間）

第14条 会員の期間は、5年以内とする。ただし、理事長が特に必要があると認める場合は、引き続き1年単位で更新することができる。

(会員の権利の譲渡等の禁止)

第15条 会員は、会員の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(住所の使用)

第16条 会員は、事業活動のために本施設の住所を使用できる。住所の使用を希望する場合には、会員申請書に住所使用する旨を明記し、理事長に提出しなければならない。法人の登記に使用するときも同様とする。

2 住所を使用している会員は、退会する日の14日後までに住所を変更しなければならない。法人の登記に使用しているときも同様とする。

(退会)

第17条 会員が期間満了前に退会するときは、CHIBA-LABO退会届(様式第5号。以下「退会届」という。)に会員証を添付して、理事長に提出しなければならない。

2 財団から貸与された物品は、退会する日までに返却しなければならない。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、本施設の利用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、本規約制定前の千葉市所定の様式は、令和4年4月30日まで使用することができ、あて先の「千葉市長」は「公益財団法人千葉市産業振興財団理事長」と読み替える。

附 則

この規約は、令和4年7月1日から施行する。

別表（利用料金等）

区 分		金 額	
会 員	フルタイム（すべての日、時間に利用可能）	A：月額	14,000円
		B：月額	7,000円
	デイトタイム（すべての日の午前9時から午後6時まで利用可能）	A：月額	10,000円
		B：月額	5,000円
	ナイト&ホリデイ（土曜日と祝日はすべての時間、その他の日は午後6時から午後9時まで利用可能）	A：月額	5,000円
	B：月額	2,500円	
	ロッカー（1か所当たり）	月額	3,000円
	入会金	入会時	5,000円
一 般 利用 者	1日利用	1日	1,000円
	2時間利用	1回	500円
共 通	複写サービス	白黒	1枚 10円
		カラー	1枚 30円

※ Aは通常料金、Bは法人会員の2人目以降及び学生の料金